

様式第六号(規則第九条の二関係)

(第1面)



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7年 3月 7日

神奈川県知事 殿

申請者 〒135-0051
住 所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社
代表取締役 片山 饒

電話番号 03-5653-0700

フAX 03-5653-0701



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>取り扱う産業廃棄物の種類 詳細は別表のとおり。 積替・保管 <input type="checkbox"/>なし</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 東京都江東区枝川二丁目7番8号 電話番号 03-5653-0700 事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 22台、運搬容器 <input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>更新許可申請を受理しました。 現許可の有効期間の満了後、更新申請に対する処分がなされるまでは、現許可は引き続きその効力を有します。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項又は第14条の4第8項) 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 令和 7年3月7日</p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(日本工業規格 A列4番)
 東京都品川区東大井1-17-20
 行政書士 鈴木 宏 伸
 TEL 03-3474-7526



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 2年 6月 15日
(初回許可年月日 昭和 53年 12月 28日)
許可の有効年月日 令和 7年 3月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※2※3）、廃油（※2）、廃酸（※2※3）、廃アルカリ（※2※3）、廃プラスチック類（※2）、木くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、がれき類

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

（注2）営業の範囲は、川崎市を除く神奈川県の区域。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 2年 6月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無

有

市名：川崎市

許可番号：05710004830

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。